

資料編



資料1 緑に関する意見交換会

緑の基本計画の策定に当たり、市内で環境保全活動をしている市民団体の方々と意見交換会を2回実施しました。それぞれのテーマについて、以下のような意見がありました。

■意見交換会の概要

- 実施日：令和3年（2021年）6月18日及び6月28日（2回開催）
- 会場：とみさと市民活動サポートセンター会議室
- 参加人数：7名（各団体1～2名及びまちづくりコーディネーター）
- 参加団体：NPO法人NPO富里のホテル、おしどりの里を育む会、末廣倶楽部、富里ふくろうプレーパーク、ひよしグリーンロード再生会（全5団体）

《主な意見》

1 富里の好きな緑

- ・ 里山の緑
- ・ 斜面林にピンクに染まる山桜の緑
- ・ 水辺にある緑
- ・ 春の芽吹き of 緑
- ・ 水田に映える緑

2 富里の嫌いな緑

- ・ 放棄された竹林や杉林
- ・ 管理されていない緑
- ・ 耕作放棄された田畑

3 守りたい緑

- ・ 希少植物や絶滅危惧種になっている植物
- ・ 大木が近年の台風で伐採されてきているため、守っていくための対応が必要だと思う。
- ・ 水田の緑

4 活用したい緑

- ・ 公園に防災公園としての機能を持たせるとよいと思う。
- ・ 公園に四季を楽しめるような花があるとよい。
- ・ 子どもたちの遊び場として、公園だけでなく、里山を活用していくとよいと思う。



5 育てたい緑

- ・家の近くに子どもだけで自由に遊べる公園や里山のような場所
- ・自分の学区に自然の中で遊べて、体験できる場所があるとよい。

6 協働してできる取組

- ・大学や研究機関で富里の谷津田を利用した研究が数年前から行われており、そのような機関とのつながりも協働であると思う。
- ・子どもたちに向けて、体験や夏休みボランティアなど市と連携して啓発を行う。
- ・大学や研究機関と連携し、グリーンインフラについての勉強会
- ・企業と連携し、荒地の湿地再生事業を行う。

7 10年後の地域の緑を考える

- ・子どもたちやその保護者が自然環境について関心を持ち、自然を体験することで、今後の保全活動に繋がっていくと思う。
- ・今ある農地を保全していくことは重要だと思う。
- ・上流にある富里市が放棄水田など、緑の湿地再生をすることにより、水の浄化に繋がる。10年後の富里の緑は、ホタルなどのいろいろな生き物や植物があるところになりたいと思う。
- ・災害が増えてきていることを考えると、グリーンインフラの取組は大事だと思う。

■意見交換会の様子



資料2 緑に関するアンケート

緑の基本計画の策定に当たり、若い世代の緑や公園などについての意見を反映させるため、地元の高校へアンケート調査を実施しました。その調査の実施概要と結果は以下のとおりです。

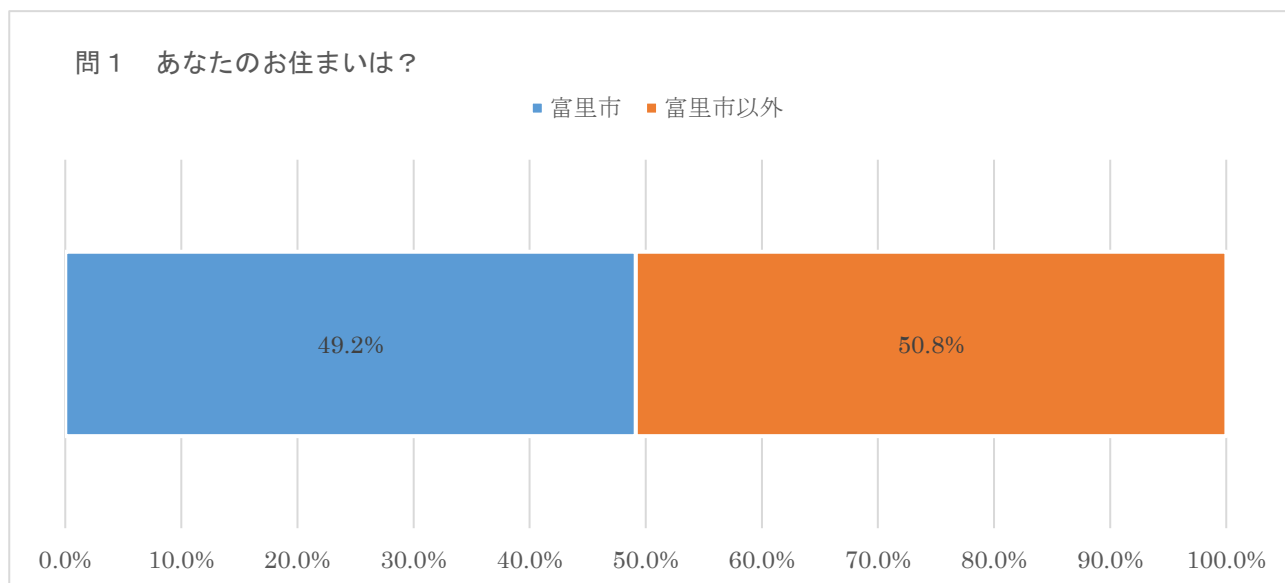
■アンケート調査の概要

- 実施時期：令和3年（2021年）6月
- 対象：千葉県立富里高等学校3年生 242名
- 回収数：236件
- 回収率：98%
- 調査方法：高校での直接配付、直接回収

（1）本市の緑について

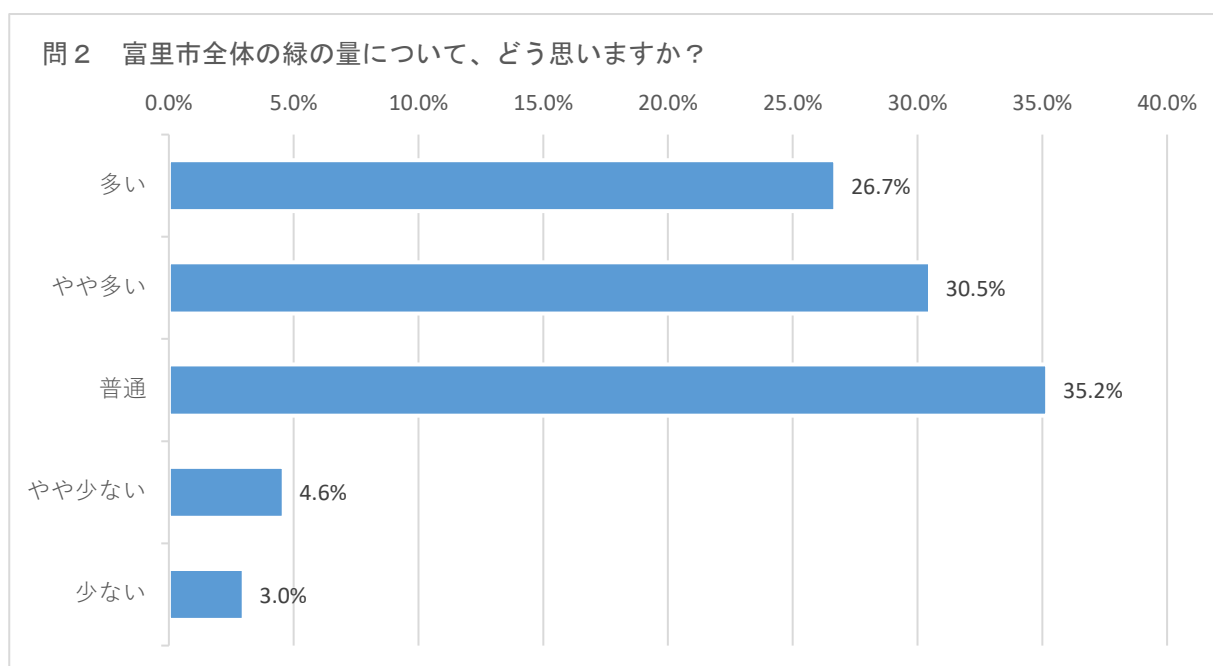
■市内在住者の割合

アンケートに協力してくれた生徒は、約半数が市内在住者でした。



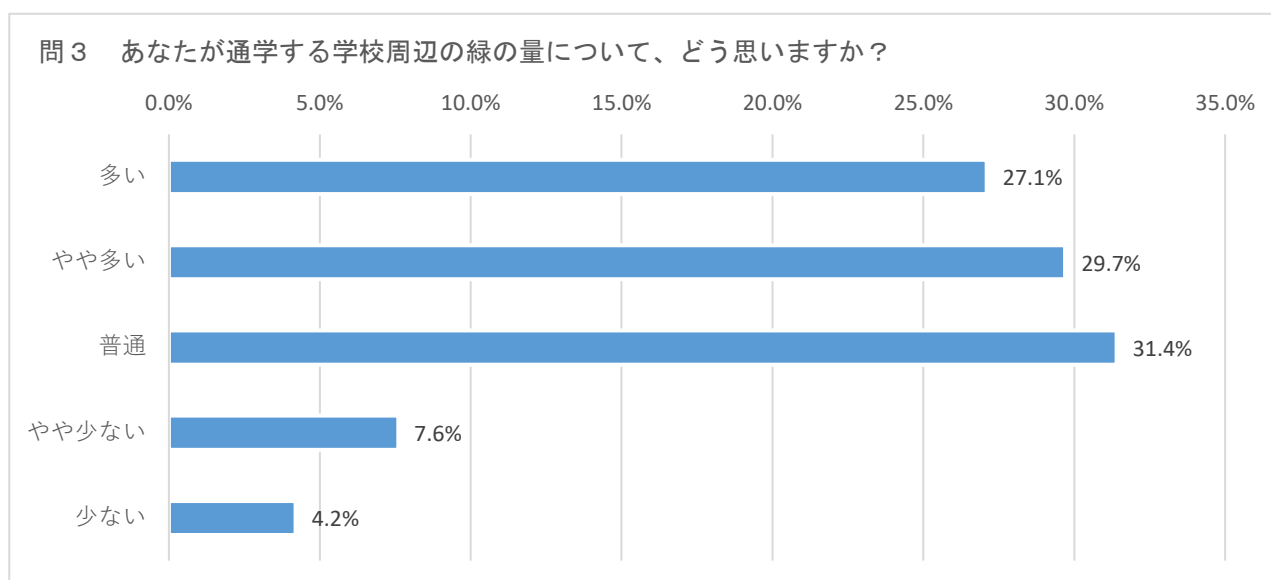
■市内全体の緑の量

本市の緑の量として、「多い」「やや多い」が57.2%で、全体の5割以上を占めています。また、「普通」が最も多く35.2%でした。



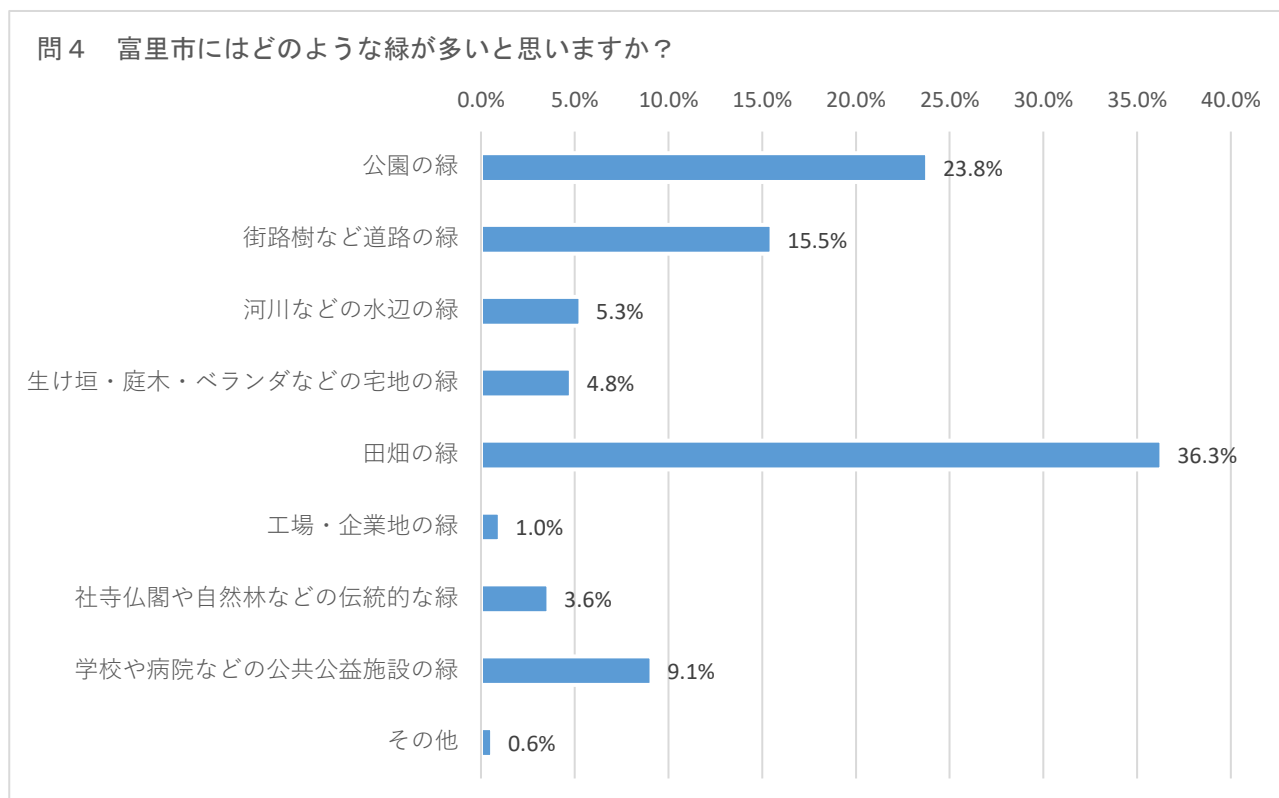
■学校周辺の緑の量

学校周辺の緑の量として、「多い」「やや多い」が56.8%で、全体の5割以上を占めています。また、「普通」が最も多く、31.4%でした。



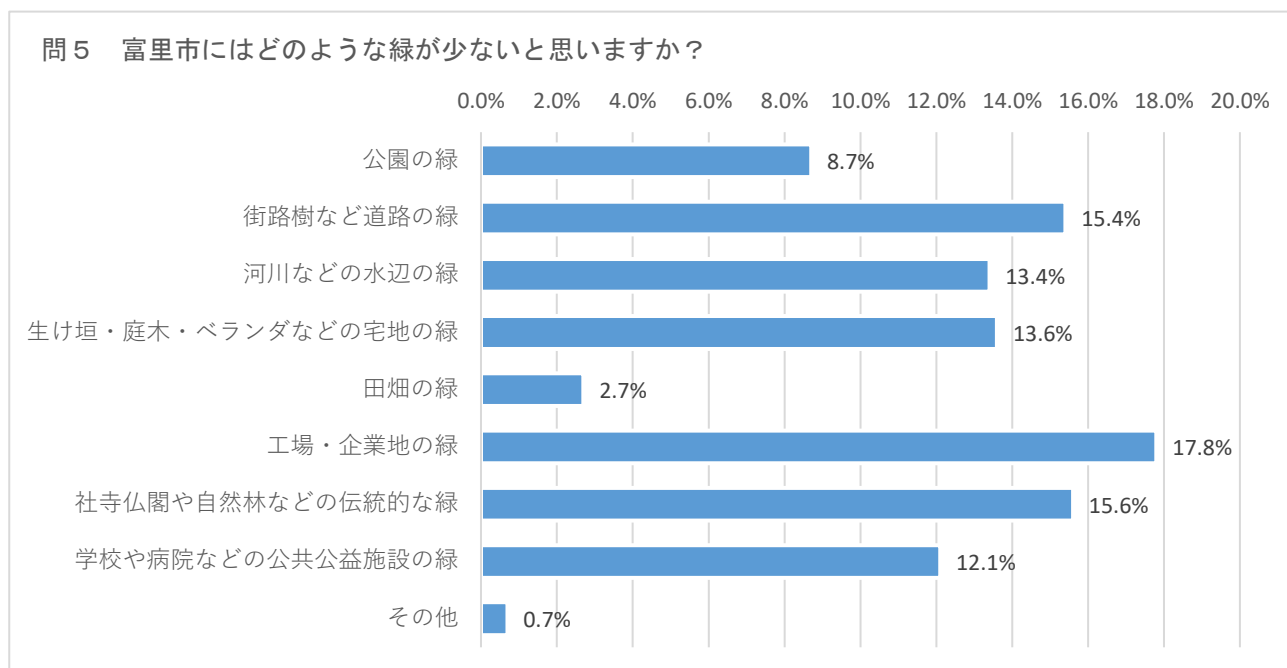
■多いと思う緑

多いと思う緑として、「田畑の緑」が最も多く 36.3%で、次に「公園の緑」が 23.8%でした。



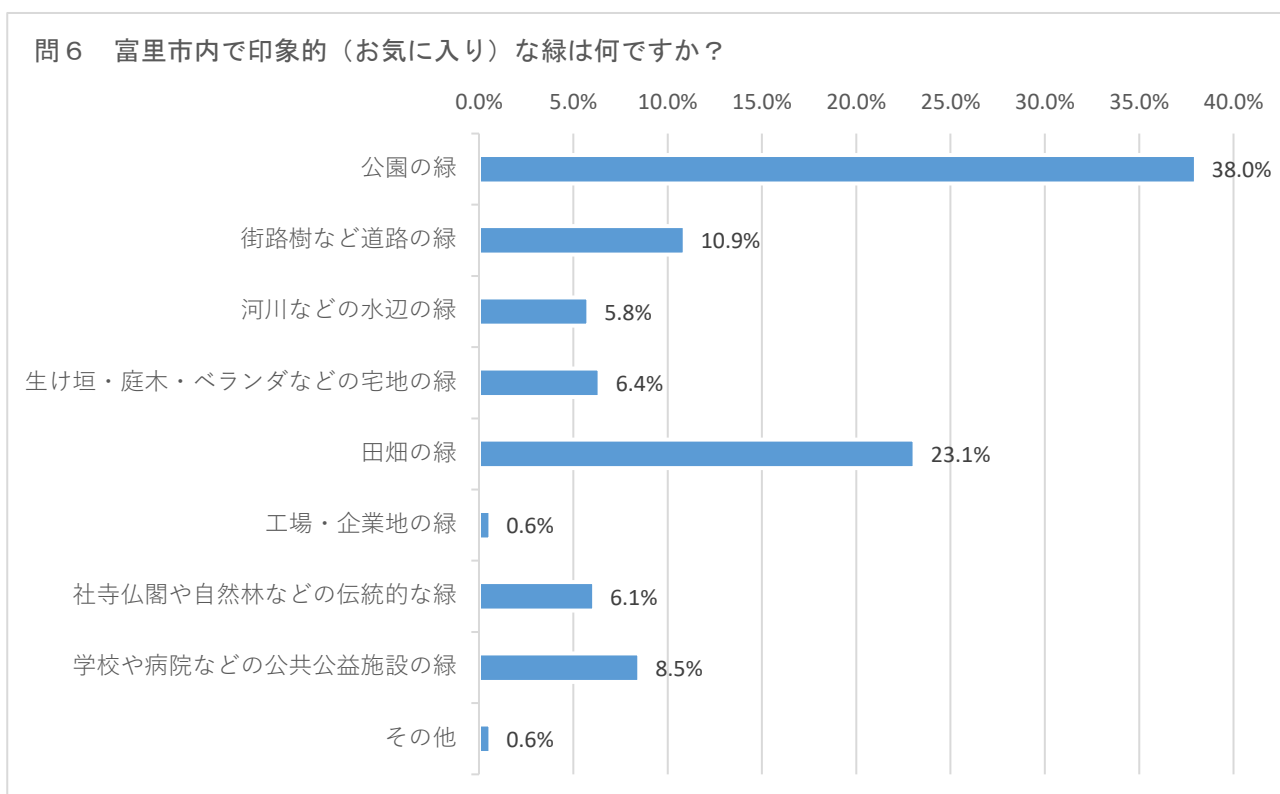
■少ないと思う緑

少ないと思う緑として、「工場・企業地の緑」が最も多く 17.8%で、次に「伝統的な緑」や「街路樹などの緑」がそれぞれ約 15%でした。



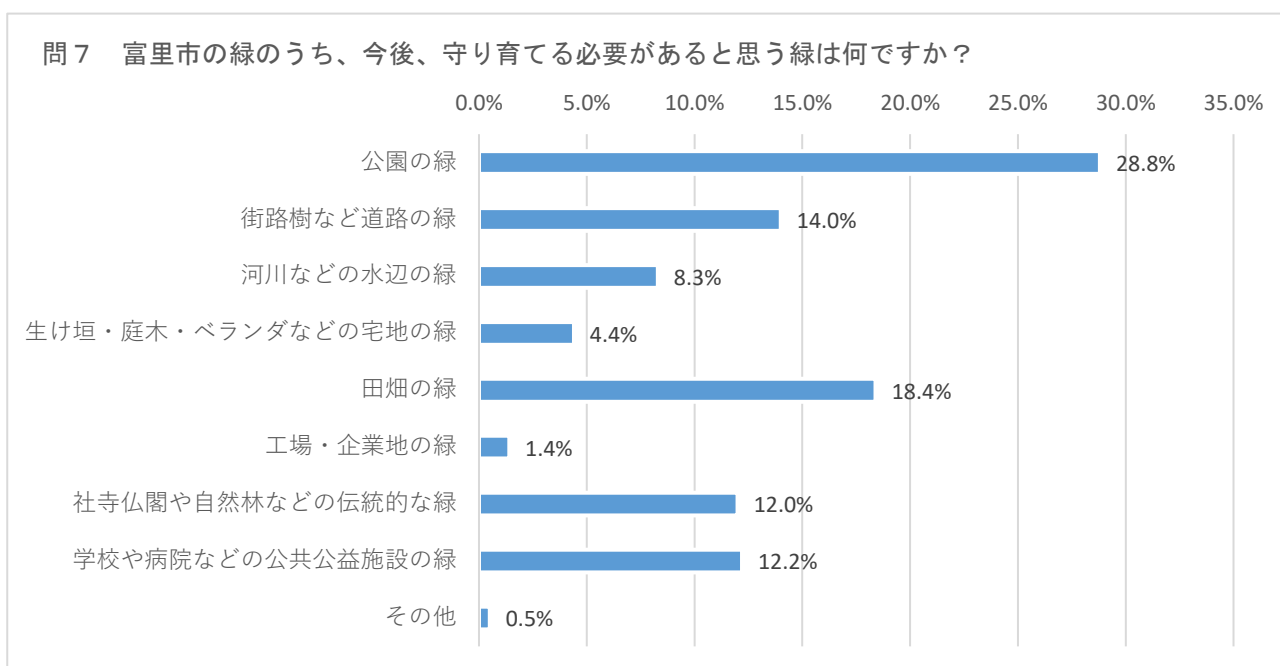
■印象的な緑

印象的な緑として、「公園の緑」が最も多く 38%で、次に「田畑の緑」が 23.1%でした。



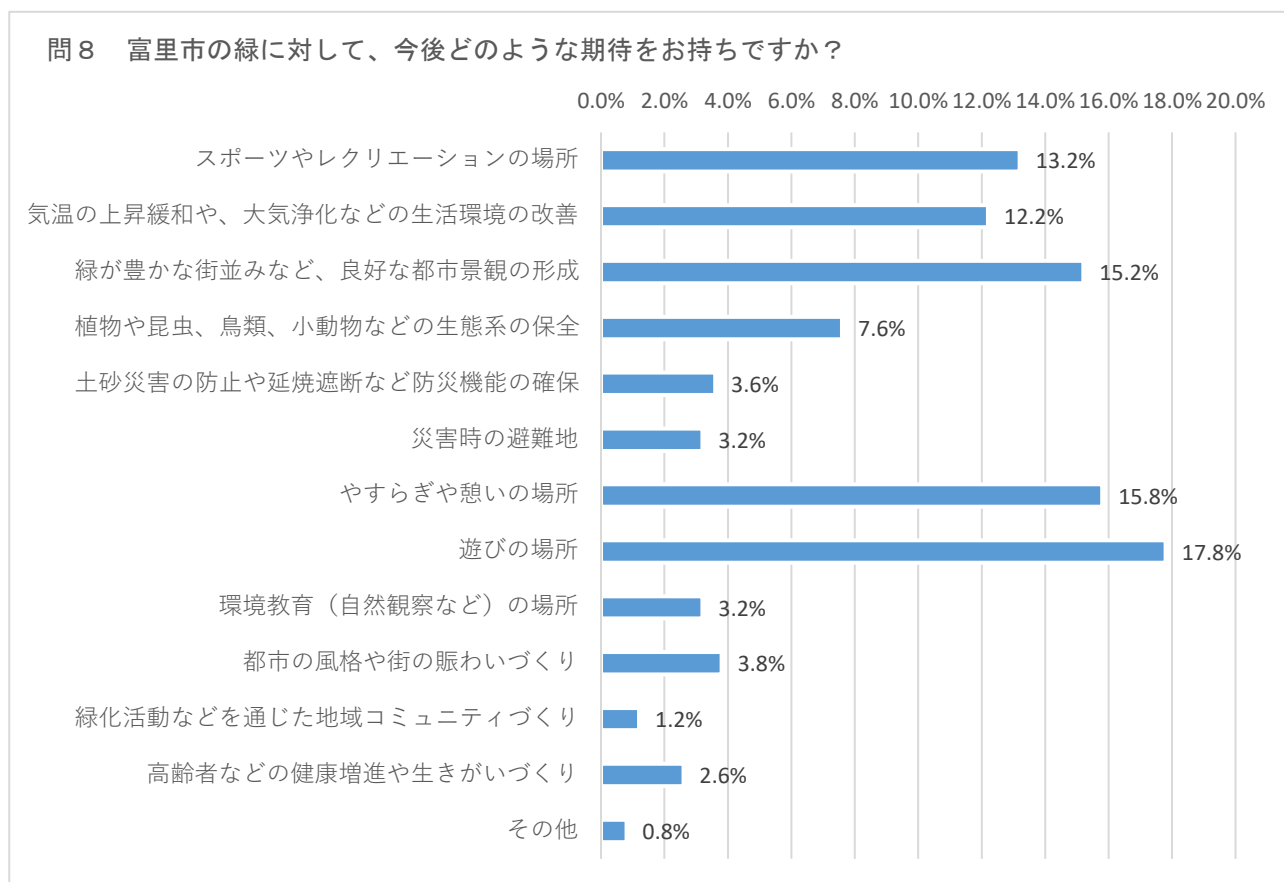
■守り育てたい緑

守りたい緑として、「公園の緑」が最も多く 28.8%で、次に「田畑の緑」が 18.4%でした。全体的な割合として、印象的な緑と同じような結果となりました。



■緑に対する期待

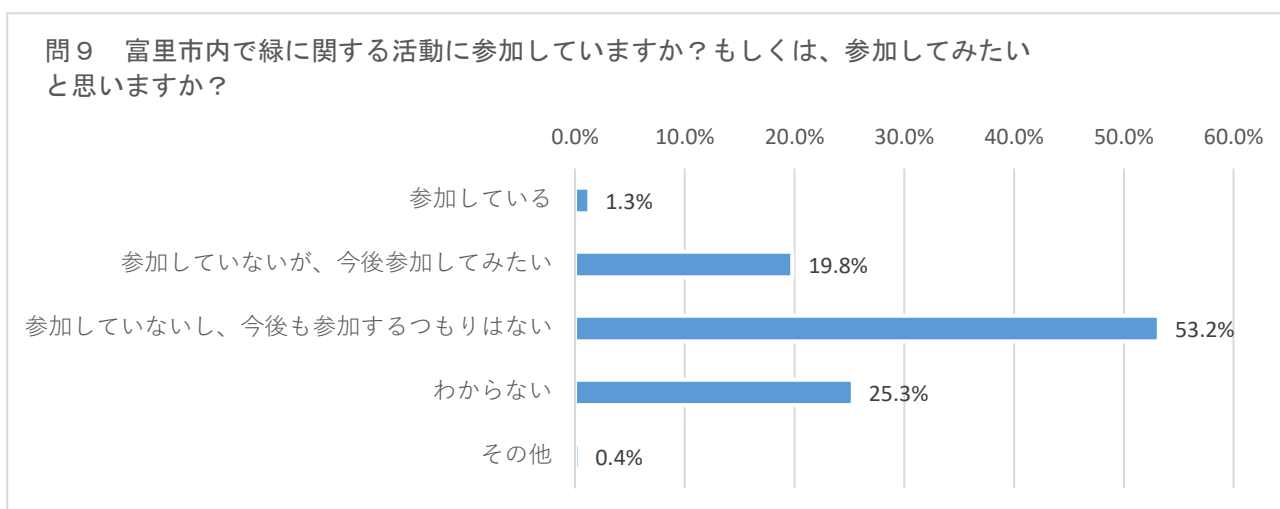
緑への期待として「遊びの場所」が最も多く17.8%で、次に「やすらぎや憩いの場所」、「都市景観の形成」がそれぞれ約15%でした。



(2) 緑との関わりについて

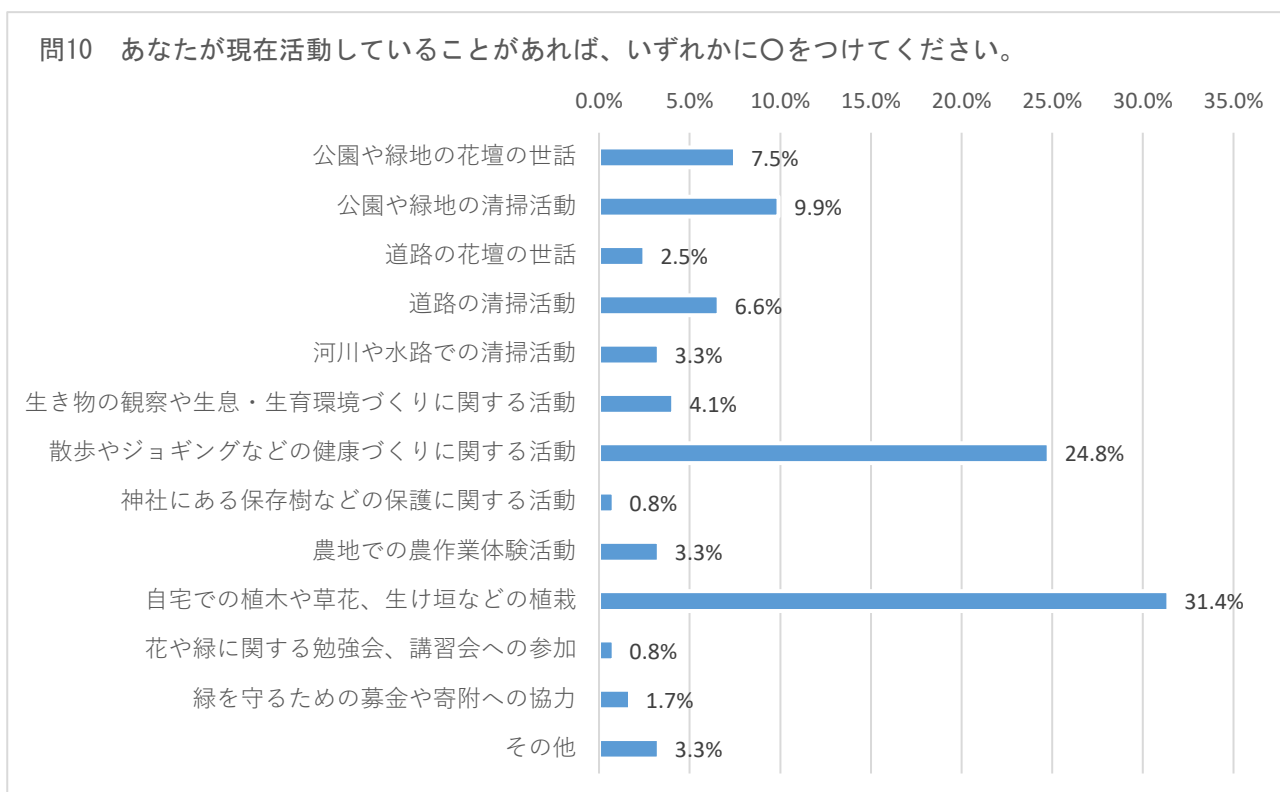
■緑の活動への参加

緑に関する活動として、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」が最も多く 53.2%と、5割以上を占めています。



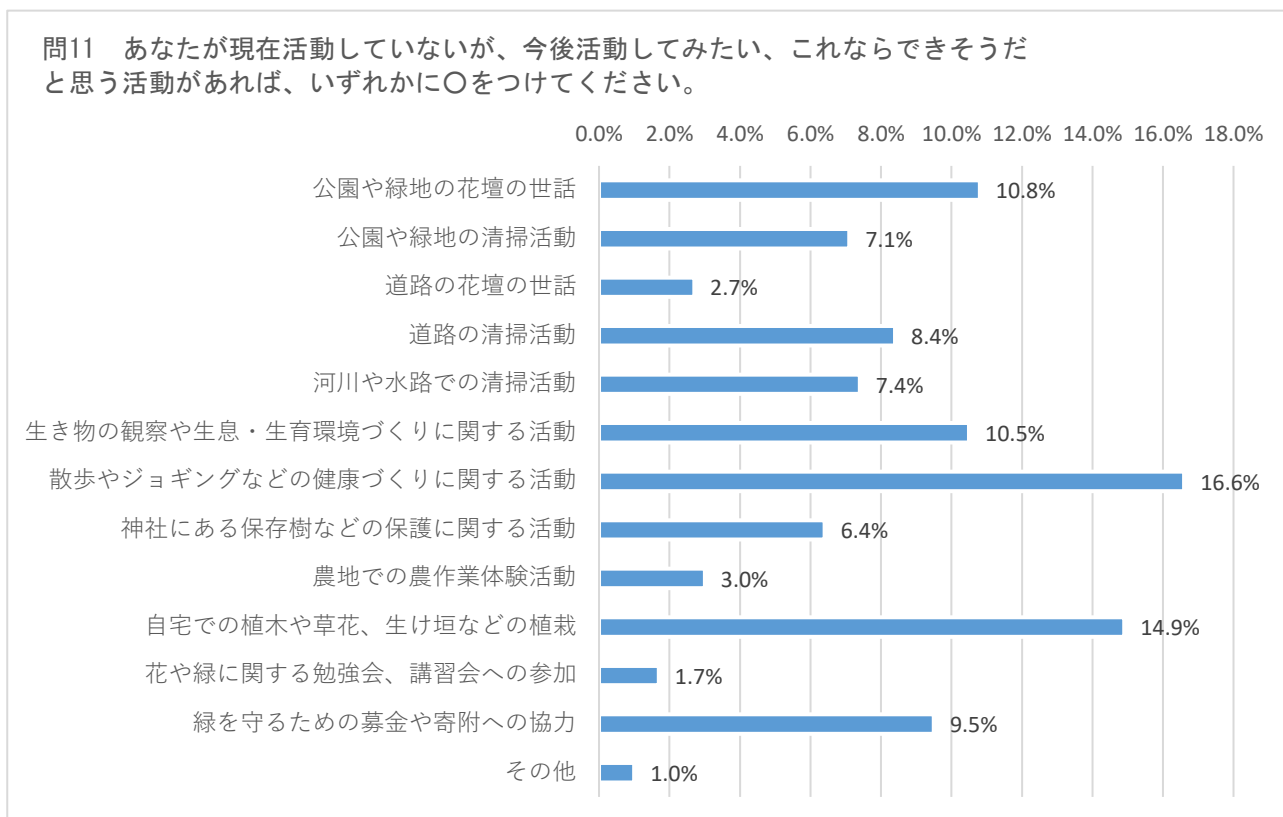
■現在している緑の活動

現在活動していることとして、「自宅での植栽」が最も多く 31.4%で、次に「健康づくり」が 24.8%でした。身近にできる活動が多くを占めています。



■ やってみたいと思う緑の活動

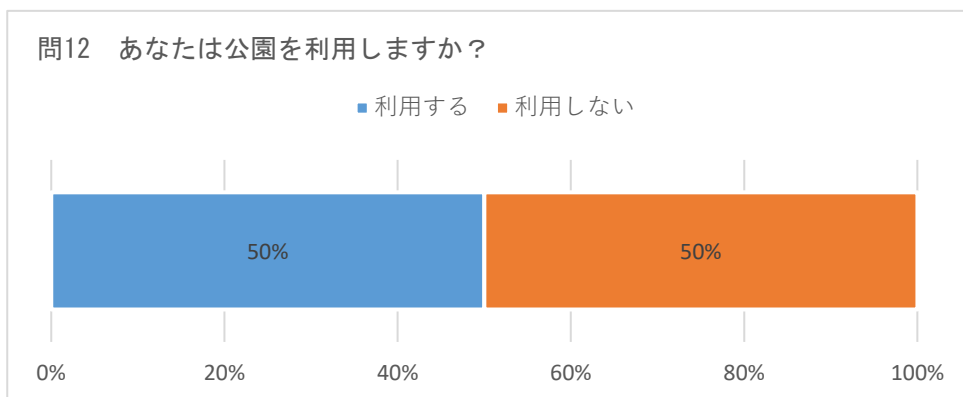
今後取り組める活動として、「健康づくり」が最も多く16.6%で、次に「自宅での植栽」が14.9%でした。現在している緑の活動と同じように、身近にできる活動が上位となりました。



(3) 公園との関わりについて

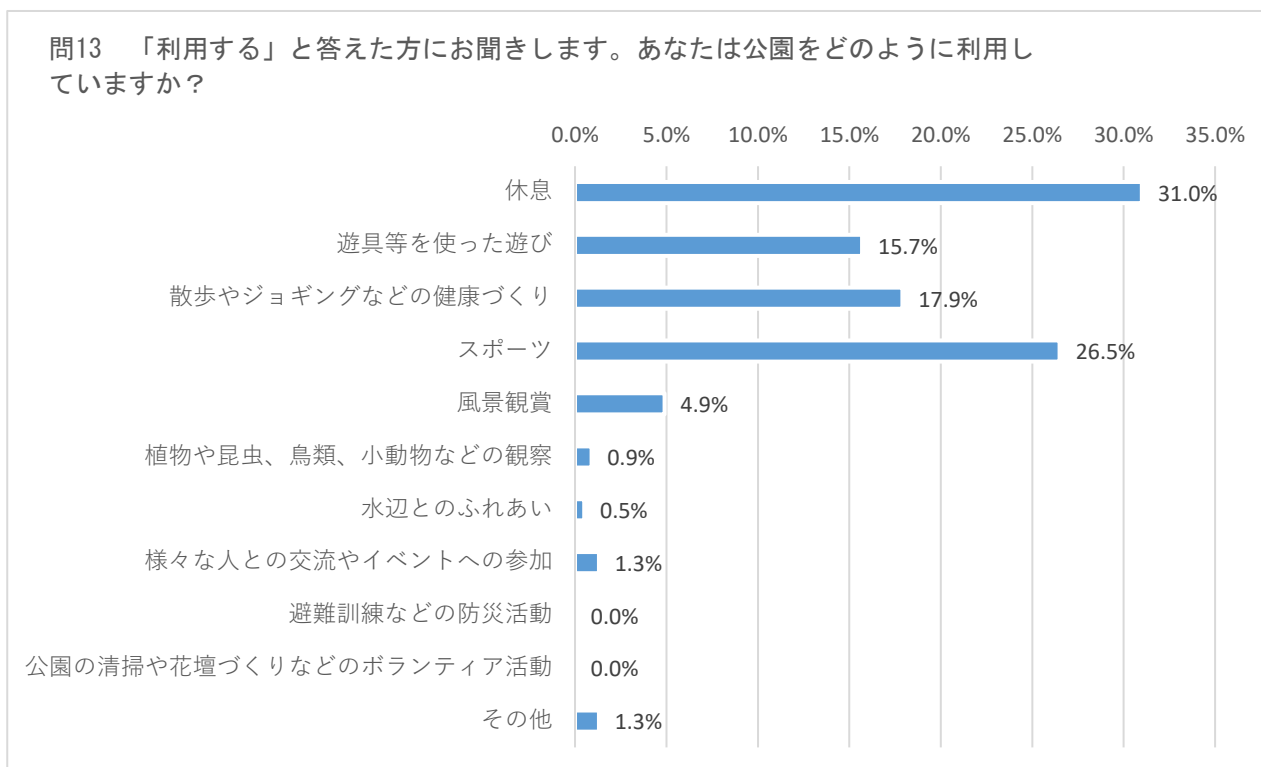
■ 公園の利用

公園の利用については、「利用する」「利用しない」どちらも同じ割合の回答でした。



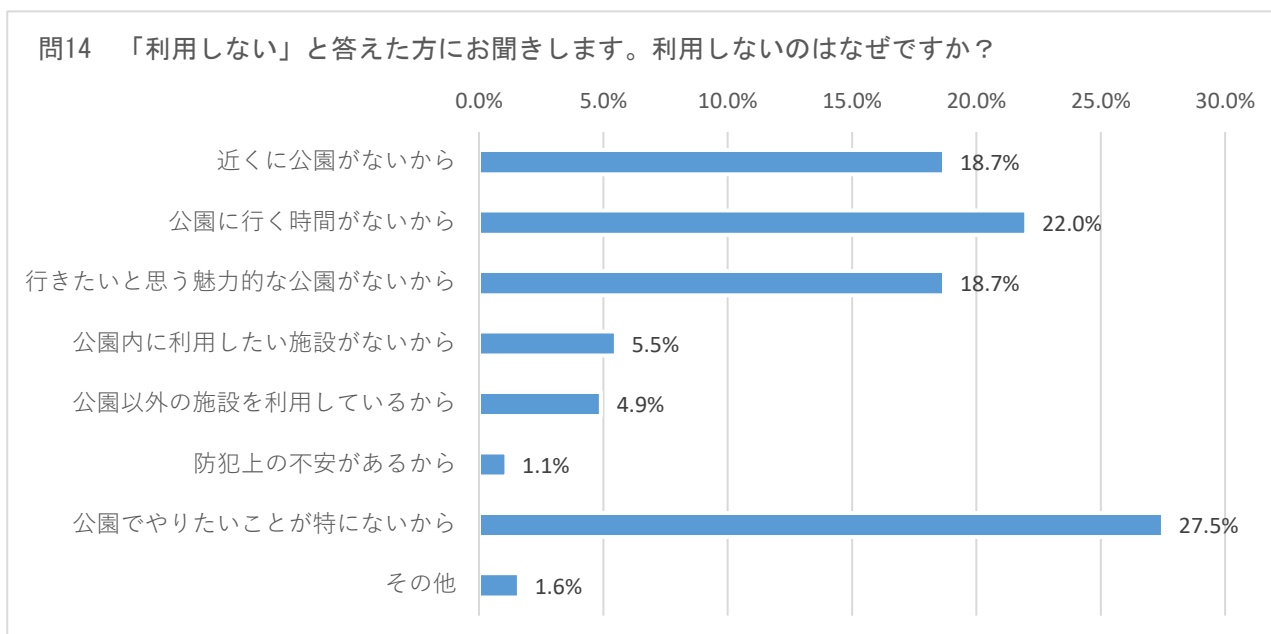
■公園をどのように利用しているか

利用の目的として、「休息」が最も多く31%で、次に「スポーツ」が26.5%でした。



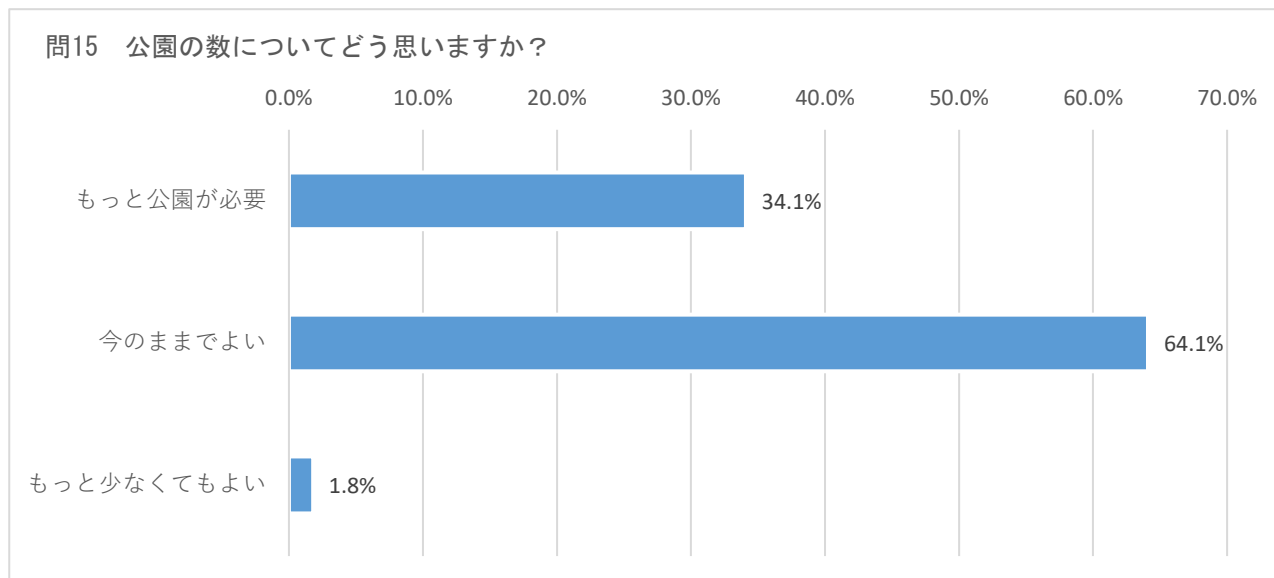
■公園を利用しない理由

利用しない理由として、「やりたいことがない」が最も多く27.5%で、次に「行く時間がない」が22%でした。



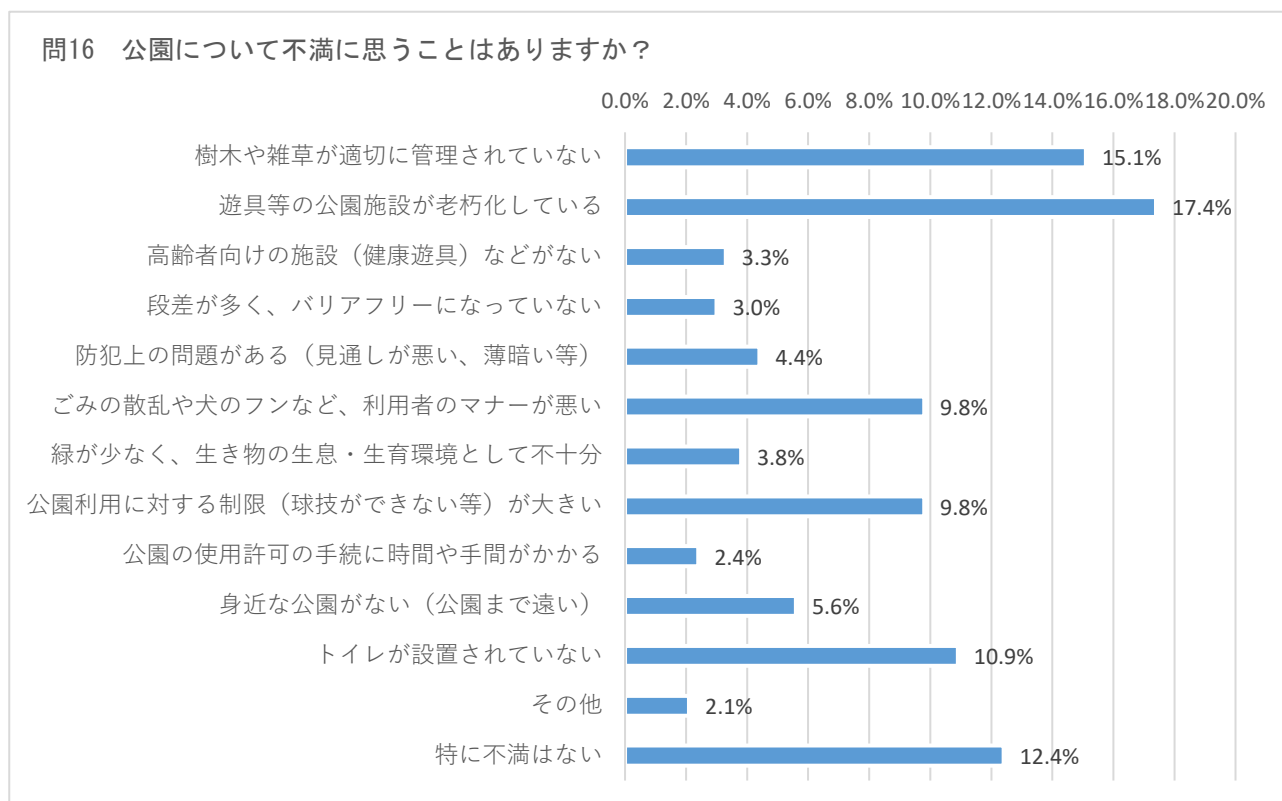
■公園の数について

公園の数について、「今のままでよい」が64.1%で、全体の6割以上を占めています。



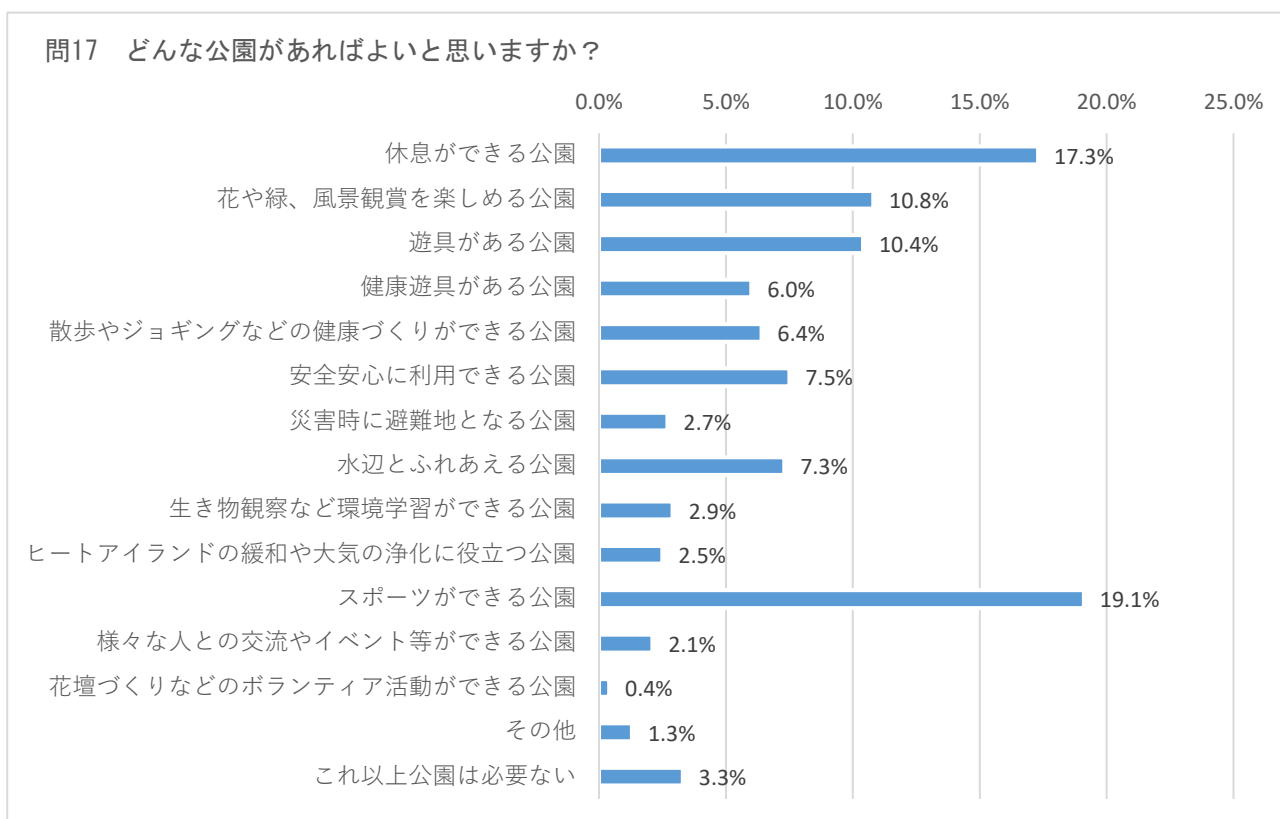
■公園について不満に思うこと

不満に思うこととして、「公園施設の老朽化」が最も多く17.4%で、次に「雑草の管理」が15.1%でした。



■どんな公園があるとよいか

公園に対する要望として、「スポーツができる公園」が最も多く19.1%で、次に「休息ができる公園」が17.3%でした。利用する目的と同じような理由が上位となりました。



資料3 富里市緑の基本計画策定委員会設置要綱

富里市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関し都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定による富里市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、富里市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 緑の基本計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他緑の基本計画に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、都市建設部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 第2条各号に掲げる所掌事務に関し、具体的な調査、研究及び素案の策定を行わせるため、策定委員会に緑の基本計画策定作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる部会員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 部会長は、策定委員会に部会の具体的な調査及び研究の結果を報告するとともに、緑の基本計画の素案を提出するものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会及び部会の庶務は、都市計画課において処理する。



(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

富里市緑の基本計画策定委員会

区分	職
委員長	副市長
副委員長	都市建設部長
委員	総務部長 企画財政部長 健康福祉部長 経済環境部長 農業委員会事務局長 教育部長

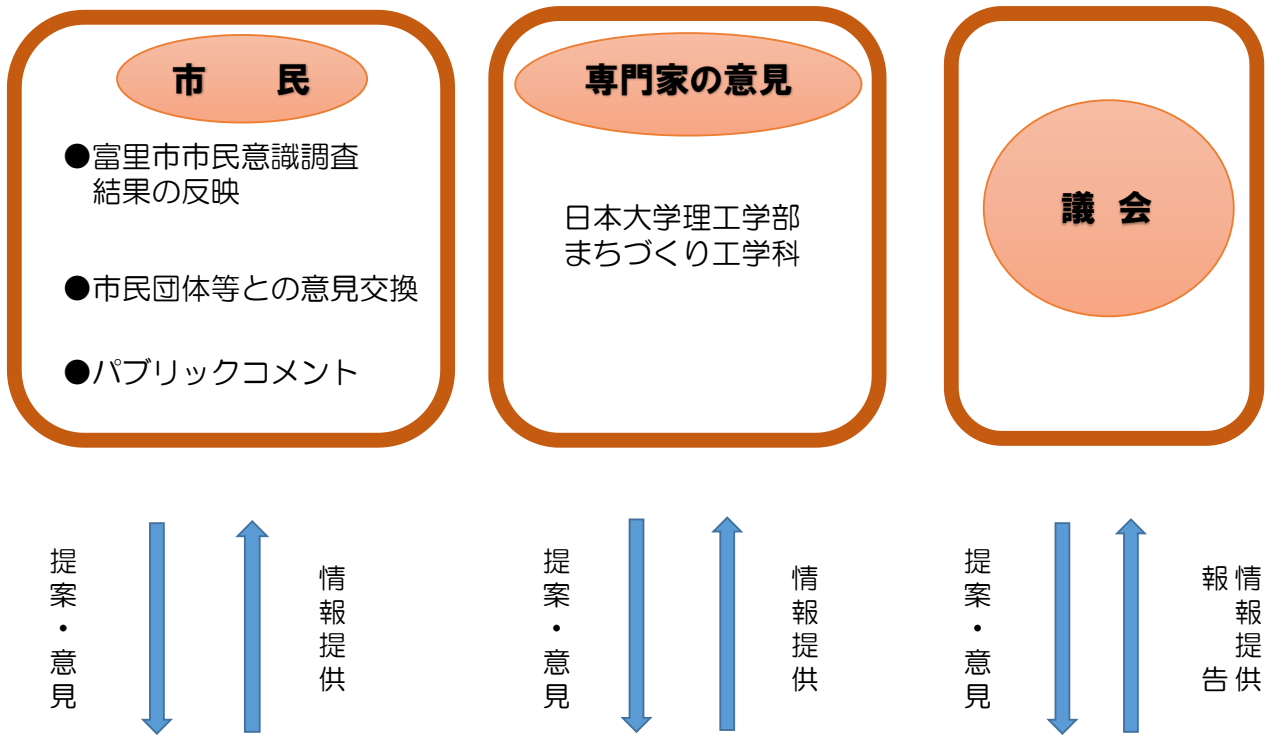
別表第2 (第5条関係)

富里市緑の基本計画策定作業部会

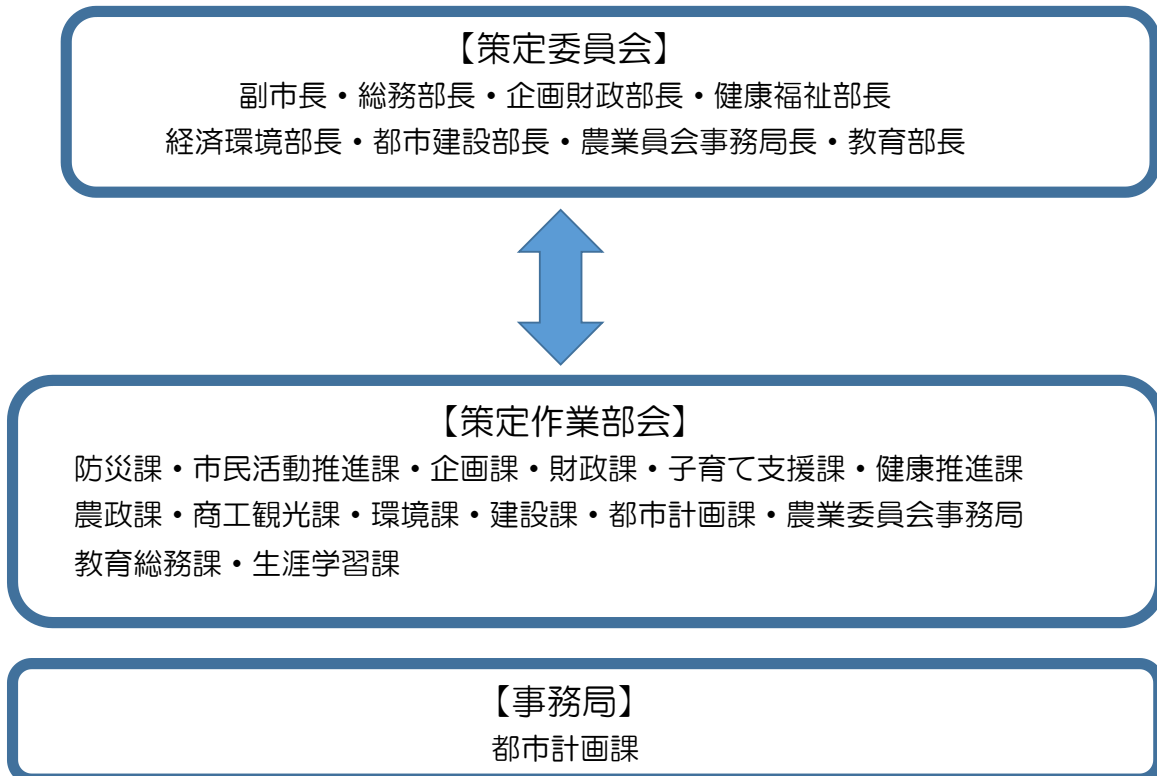
区分	部課等	職名等
部会長	都市建設部都市計画課	課長
部会員	総務部防災課	主査補以上の職員のうち 各課等の長が選出する者
	総務部市民活動推進課	
	企画財政部企画課	
	企画財政部財政課	
	健康福祉部子育て支援課	
	健康福祉部健康推進課	
	経済環境部農政課	
	経済環境部商工観光課	
	経済環境部環境課	
	都市建設部建設課	
	都市建設部都市計画課	
	農業委員会事務局	
	教育部教育総務課	
教育部生涯学習課		



資料4 富里市緑の基本計画策定体制



富里市緑の基本計画策定委員会



資料5 富里市緑の基本計画策定経緯・経過

年 月 日	会議・調査	内 容
令和3年(2021年) 5月24日	第1回緑の基本計画策定委員会	緑の基本計画の策定について
6月16日	富里高校(3学年)へのアンケート調査	緑に関するアンケート
6月18日	第1回市民団体との意見交換会	富里市の緑について
6月22日	第1回緑の基本計画策定作業部会	現行の緑の基本計画の取組状況について
6月28日	第2回市民団体との意見交換会	富里市の緑について
8月3日	第2回緑の基本計画策定作業部会	緑の基本計画骨子案の修正について
8月18日	第2回緑の基本計画策定委員会	緑の基本計画骨子案について
9月6日	市議会(総務建設常任委員会)	緑の基本計画骨子案について
9月9日	日本大学工学部まちづくり工学科からのアドバイス	緑の基本計画骨子案について
10月4日	第3回緑の基本計画策定作業部会	緑の基本計画の具体的な取組内容について
10月19日	第4回緑の基本計画策定作業部会	緑の基本計画素案の修正について
10月27日	日本大学工学部まちづくり工学科からのアドバイス	緑の基本計画素案について
11月1日	第5回緑の基本計画策定作業部会	緑の基本計画素案の内容確認について
11月8日	第3回緑の基本計画策定委員会	緑の基本計画素案について
11月17日	第6回緑の基本計画策定作業部会	緑の基本計画素案の最終確認について
12月8日	市議会(総務建設常任委員会)	緑の基本計画素案について
令和4年(2022年) 1月4日~24日	パブリックコメント	緑の基本計画素案についてのパブリックコメント
3月1日	第4回緑の基本計画策定委員会	緑の基本計画(案)について



用語集

あ行

いこう
遺構

遺跡を構成する施設。残存する古い建築物。また、昔の都市や建造物の形や構造を知るための手がかりとなる残存物。

※P55

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海等）がつながる生態系のネットワーク。

※P45

えぬ・びー・おー
N.P.O

Non-Profit Organization の略。

政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命の精神を尊重して行う非営利組織・団体。

※P9、P48、P80

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

※P12、P13、P31、P34、P45、P46、P48

おんしつこうか
温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

※P13

か行

がいくこうえん
街区公園

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園。

※P3、P46、P48

かせんほう
河川法

国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。

※P3、P30

かんきょうがくしゅう
環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。

※P4、P5、P47、P64、P65、P66

かんきょうび かすいしんいんせいど
環境美化推進員制度

「富里市環境美化推進員設置要綱」に基づき、委嘱された推進員が生活環境の保全及び環境美化運動の普及を図る。

※P64、P69

きゅういわさきひさやすえひろのうじょうべつていこうえん
旧岩崎久彌末廣農場別邸公園

三菱の3代目社長であった岩崎久彌（ひさや）氏が自ら経営を行った農場に建てられた、旧岩崎家末廣別邸（国登録有形文化財）の敷地を都市公園法に基づき、本市が設置した歴史公園。

※P39、P41、P46、P48、P62、P63、P71、P72

きんりんこうえん
近隣公園

主として近隣に居住する人の利用に供することを



目的とする公園。

※P3、P46、P48

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする事。

※P11、P40、P81

グリーンカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。主に植物などで窓を覆うように繁茂させたカーテン状の構造物を指し、葉の蒸散作用と日陰の効果によって、室内の温度上昇の抑制を図ることができる。

※P60

景観計画

景観法に基づいて、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画。景観計画区域に指定された区域では建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになる。

※P57

原風景

ある地域にもとからある固有の風景のこと。また、単に景観的なものではなく、個人の経験と結びついた特定の風景などを指す場合もある。

※P34

源流域

河川の源流となる流域。富里市には根木名川、高崎川などの源流がある。

※P34、P35、P43、P53

コアの緑

「コア」は生態系分野で使用されている用語で、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの核となる緑の場のこと。

※P5

公募設置管理制度 (Park-PFI)

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度。

※P12、P71

こどもエコクラブ

環境省が実施している、子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習や活動を行う事業。

※P65

さ行

里山

もともとは農村の生活との関連で利用される薪や炭、落ち葉など、人の手で造られ管理されている林のことを里山と呼んだが、近年は伝統的農業が営まれ、雑木林、田畑、小川、草地、ため池、屋敷などが混在する場所のことを指し示す例が多い。

※P31、P34、P42、P43、P45、P47、P52、P53、P65、P67、P80、P81

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

※P19、P23、P43、P46



しがいかちょうせいいくいき
市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。原則として建物の建築が制限される。

※P19、P20、P25、P26

しせつりよくち
施設緑地

公共施設等として管理される緑地。都市公園法に基づく都市公園や公共施設緑地（都市公園以外の公有地又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設。河川緑地、児童遊園、公共団体が設置している運動場など）、民間施設緑地（民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設。寺社境内地、民間の動植物園など）。

※P3、P17

していかんりしやせいど
指定管理者制度

公の施設の管理や運営を民間事業者、NPO 法人等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

※P48、P62、P63、P71、P72

していきんきゅうひなんぼしよ
指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所。

※P46、P72、P73

じどうゆうえん
児童遊園

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を提供して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的に設置されている。街区公園と同様、身近な公園として機能している。

※P3、P24、P59、P60、P68、P69、P73、P74

しみんかつどうだんたい
市民活動団体

市民が公益的な目的を持って自主的に活動する団体。

※P52、P53、P60、P64、P65、P66、P68、P69

しみんかつどう
市民活動フェスタ

市民活動団体などが、市民に市民活動への理解や関心を持ってもらうため、日頃の取組を発表する本市のイベント。

※P64

しみんりよくち
市民緑地

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、市民に公開した緑地や緑化施設。

※P3

じゆうくきかんこうえん
住区基幹公園

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

※P48

しんりんほう
森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。

※P3、P25

すいけい
水系

川の流れによって代表される、地表面の水の流れの系統。

※P30



すえひろのうじょう
末廣農場

富里市観光・交流拠点施設の愛称。この愛称は、旧岩崎家末廣別邸（国登録有形文化財）を含む、かつてこの地にあった先進的農場の「末廣農場」に由来する。

※P39、P62、P71

せいさんりょくち
生産緑地

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一種。市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している 500 m²以上の土地を生産緑地地区として指定する。地区の指定により、土地の権利者は農地等の宅地並み課税を免除されるが、農地等として管理することが義務づけられ建築行為等が制限される。

※P3、P13、P17、P23、P53、P54

せいたいけい
生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

※P5、P9、P11、P34、P43、P45

せいぶつたようせい
生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

※P5、P9、P12、P38、P40、P52

そうごうこうえん
総合公園

主として一つの市町村の区域内に居住する人の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

※P19、P46

た行

たくちかいはつじぎょう
宅地開発事業

都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を伴う事業。

※P48、P54、P59、P60

たんかくしき
単郭式

山の頂きを平らに造成して曲輪（^{くるわ}周囲を土や石などで築いた囲い）を設けただけのもの。

※P55

ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん
地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、知事が 5 年ごとに策定する森林の基本的な事項に関する 10 年計画（地域森林計画）が対象とする民有林。

※P3、P25、P41、P52

ちいきせいりょくち
地域制緑地

公園など公共施設等として管理される施設緑地に対し、土地利用のコントロールにより一定の区域が確保される緑地。一般的には用地買収を伴わず、民有地のまま緑地の管理を土地所有者、または公共が行う。

※P3、P17



資料編

ちくけいかく 地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけ、まちづくりを進めていく手法。地区計画で定めた目標や方針に従って、道路・公園などの地区施設や建築物等に関する事項など、まちづくりの具体的な内容を地区整備計画で定める。

※P59

としけいかくどうろ 都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

※P18

としこうえん 都市公園

都市公園法に基づき設置された公園又は緑地。①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）と、②地方公共団体が設置するもの（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園など）がある。

※P2、P3、P6、P17、P24、P41、P46、P48、P62

P63、P71

としりょくちほう 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。

※P2、P3、P6、P7、P12、P13、P92

とみさとしかんきょうきほんけいかく 富里市環境基本計画

富里市の望ましい環境像を実現するため、必要な

取組の道筋や施策をまとめた富里市の環境保全に関する総合的な計画。

※P6、P7

とみさとしこくどきょうじんかちいきけいかく 富里市国土強靱化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模自然災害等のリスクを減らすための事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的に実施し、しなやかで強靱なまちづくりを推進するための計画。

※P7

とみさとししりんさいせい 富里市森林再生プラン

富里市森林整備計画に基づき、森林の有する各機能が発揮できる森林再生の促進を図るため、森林所有者を支援する森林計画。

※P52

とみさとししりんせいびけいかく 富里市森林整備計画

富里市の森林整備の基本的な考え方などを定める長期的な視点に立った森林づくりの基本計画。地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画。

※P53

とみさとしそごうけいかく 富里市総合計画

富里市の目指す将来像を実現するため、様々な分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本となる長期計画。

※P6、P7、P38

とみさとしたくちかいほうしどうようこう 富里市宅地開発指導要綱

富里市の宅地開発に関し、無秩序な市街化を防止



するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、公共公益施設及び環境の整備について必要な事項を定めたもの。

※P54、P59、P60

富里市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定により、富里市防災会議が作成する防災に関する計画で、市、県、防災関係機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めたもの。

※P7

富里市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、富里市の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、富里市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めた計画。

※P7、P8、P38

とみさと市民活動サポートセンター

協働によるまちづくりの主体である市民、区・自治会などの地縁による団体、NPOやボランティア活動を行う市民活動団体、事業者などの支援や交流をする施設。

※P52、P53、P54、P68、P69

富里にんじんウォーク

健康づくりのためのウォーキング事業であると同時に、富里の歴史や文化財とにんじん畑を背景に、自然とふれあいながら参加できるウォーキング事業。

※P35、P65

な行

中沢城址

中沢地区の東南部に位置する舌状台地を利用して、室町時代後半に千葉氏家の城として築城された。富里市の史跡として指定されている。

※P28、P32、P34、P39、P40、P43、P44、P55、P56

にぎわい創出空間

本市の豊かな自然や歴史的資源を後世に伝え、残していくとともに、それらを活かして市内外の多くの人が集い、交流する空間。

※P48

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。

※P65、P66

農業振興地域

農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、今後おおむね10年以上にわたって総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域で、知事が指定する。

※P3、P20、P26、P53

農用地区域

農業振興地域について、市長が策定する農業振興地域整備計画の中で、特に農業の振興を図る必要のある地域で、「農用地区域」として指定され、この区域内の土地は農業以外に利用することはできない。

※P3、P20、P26、P41、P53、P54



資料編

のま とつこめ 野馬捕込

野馬を捕獲するために高土手により作られた囲いで、この囲いは捕込、溜込、分込の3つに分けられ、追い込んだ野馬を選別した。捕まえた野馬は、親馬と二才雄馬は野に返され、また、その年に生まれた馬は牧の印となる焼き印を押して野に返された。その他の野馬は、幕府役人用と運搬用、農耕馬として一般に払い下げられ、この場でセリにかけられた。

※P34、P39、P40、P43、P55

のま どて 野馬土手

野馬が牧外に出るのを防ぐため、放牧場の周囲にめぐらされた高い堤のこと。牧場の外周だけでなく、野馬捕りの時に野馬を追いやすくするため、牧場の中にも仕切りの土手が作られていた。

※P29、P31、P32、P34、P40、P43、P44、P55

は行

バリアフリー

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のこと。

※P63

P.F.I. (ピー・エフ・アイ)

Private Finance Initiative の略。

公共施設などの設計、建設、維持・管理及び運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により、効率的な公共サービスの提供を行う手法。

※P12

ヒートアイランド

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑地が少ないことや人間の生活や産業の活動にともなう人工熱

の放出、大気汚染等が原因となり、都市部の気温が郊外に比べて高くなること。

※P4

ふうちちく 風致地区

都市における風致を維持するための地区。良好な自然環境を保持している地区や、史跡・神社仏閣などのある地区、良好な住環境を維持している地区などを都市計画で指定し、地区内の建物の建ぺい率や高さ、敷地の緑化率等を規制する。

※P3

ぶんかざいほごほう 文化財保護法

文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

※P3

ほあんりん 保安林

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林。

※P3、P17、P43、P52

ぼうふうりん 防風林

風の力を弱め、冷たい風や砂などから家や田畑などを守る帯状の林と森林。

※P40

や行

やしきりん 屋敷林

冬季の冷たい風や夏季の暑さから家を守る林。地域によって形や樹木の種類に特徴がある。

※P40、P45



やっ 谷津

小さな谷が無数に入り組み樹枝状になった谷。

※P19、P20、P30、P42、P43、P47、P52、P54、P63
P70

やっだ 谷津田

湿地となった谷津の低地を利用した水田。

※P19、P31、P34、P39、P40、P43、P44、P45、P47
P52、P81

ゆうちきより 誘致距離

公共施設などを計画する際、標準的な利用圏として設定する距離。都市計画法では公園の種別に応じて誘致距離の標準を街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1 kmと定めている。

※P48

ら行

りよくちきようてい 緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全又は緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を締結する。

※P3

